○財務省告示第百五号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第百六号

登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表自動車検査独立行政法人の項の前に次のように加える。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）

別表独立行政法人医薬基盤研究所の項、独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人建築研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人国立がん研究センターの項、独立行政法人国立国際医療研究センターの項、独立行政法人国立循環器病研究センターの項、独立行政法人国立成育医療研究センターの項、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの項、独立行政法人国立長寿医療研究センターの項、独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人森林総合研究所の項、独立行政法人水産総合研究センターの項、独立行政法人電子航法研究所の項、独立行政法人土木研究所の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人物質・材料研究機構の項から独立行政法人放射線医学総合研究所の項までを削る。

○財務省告示第百七号

登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、別表独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の項の改正規定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人奄美群島振興開発基金の項の第三欄中「第十七条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同項の前に次のように加える。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する研究用建物（専ら自己の研究の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の上に存する権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利を以下同じ。）の取得（登記（権利の保存、設定、移転又は移転の登記をいう。以下同じ。）を要するものに限る。）の業務の範囲等）

文部科学大臣